

## ■特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

特別管理産業廃棄物管理責任者は、法に定める資格(廃棄物処理法施行規則第8条の17)を持った人又は特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した人になることができます。

法に定める資格(廃棄物処理法施行規則第8条の17第2項イ～リ)

	資格 (学校区分)	課程	修了科目	要件(必要年数等)
イ	環境衛生指導員	-	-	2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	卒業後2年以上の実務経験(※)
ハ	大学	理学、薬学、工学、農学または相当課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後3年以上の実務経験
ニ	短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学または相当課程	衛生工学、化学工学	卒業後4年以上の実務経験
ホ	短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学または相当課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後5年以上の実務経験
ヘ	高校、中等教育学校	-	土木科、化学科または相当学科	卒業後6年以上の実務経験
ト	高校、中等教育学校	-	理学、工学、農学または相当学科	卒業後7年以上の実務経験
チ	上記以外の者	-	-	10年以上の実務経験
リ	上記の者と同等以上の知識を有すると認められる者 〔(財)日本産業廃棄物処理振興センターで開催している「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の修了者〕			

※実務経験＝廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験(廃棄物処理法施行規則第8条の17)